

みやぎの農業多様な人材活躍推進事業交付金実施要領

(趣旨)

- 第1 みやぎの農業多様な人材活躍推進事業交付金（以下「本交付金」という。）の実施に当たっての運用及び取扱いについては、この要領に定めるところによる。
- 2 本交付金は、地域農業の維持・発展のために必要な、雇用就農、農福連携、外国人材等の多様な人材の活用や、大小に関わらず多様な規模の経営体による、地域の特性や優位性を活かした営農の取組を支援するため交付する。

(事業内容)

- 第2 本交付金の事業タイプ、事業実施主体、取組主体、対象経費、交付率及び交付額の上限、交付の条件等、運用に必要な事項については、新農業人、中小規模・家族経営体等活躍支援事業（以下「新農業人等活躍支援」という。）のうち、機械・施設等の導入・改修等支援（以下「ハード支援」という。）は別記1、試験栽培、販路拡大等の取組支援（以下「ソフト支援」という。）は別記2、多様な人材確保支援事業は別記3、雇用創出環境整備支援事業は別記4のとおりとし、その他運用に必要な事項については、別に定める。

(事業申請等)

- 第3 本交付金に基づく事業実施計画認定を希望する取組主体又は事業実施主体（以下「取組主体」又は「事業実施主体」という。）は、事業タイプにより、次のとおり申請するものとする。

(1) 新農業人等活躍支援のうちハード支援

- イ 取組主体は、事業計画（別紙様式1）を策定し、市町村長へ申請するものとする。
- ロ 市町村長は、イにより申請された事業計画に基づき、事業実施主体として事業計画（別紙様式2）を策定し、地方振興事務所長又は地域事務所長を経由して知事に申請するものとする。
- ハ 知事は、ロにより申請された事業計画の内容を審査し、適当と認めたときは、当該計画を認定し、事業実施主体に通知するものとする。

(2) (1)を除く全事業タイプ

- イ 事業実施主体は、事業計画（別紙様式3）を策定し、地方振興事務所長又は地域事務所長を経由して知事に申請するものとする。
- ロ 知事は、イにより申請された事業計画の内容を審査し、適当と認めたときは、当該計画を認定し、事業実施主体に通知するものとする。

- 2 前項の規定による申請の期限は、知事が別に定めるものとする。

(事業審査会の設置)

- 第4 知事は、第3に基づき提出された事業計画の審査に当たっては、関係課長等からなるみやぎの農業多様な人材活躍推進事業審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとし、その設置方法に関しては別に定める。

(事業の審査)

第5 知事は、第3に基づき提出された事業計画については、速やかに内容を調査し、審査を審査会に依頼するものとし、その審査方法については別に定める。

2 前項の規定による審査は、第2に掲げる内容について審査するものとする。

(事業の着手)

第6 事業の着手(機器・機械等の入札・発注を含む。)は原則として本交付金の交付決定後に行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により補助金の交付決定前に着手する場合には、事業実施主体は、あらかじめ知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届(別紙様式4)を知事に提出するものとする。

(事業計画の変更、中止等)

第7 交付要綱第6条第1項(1)の変更又は交付要綱第6条第1項(2)の中止(廃止)をする取組主体又は事業実施主体は、事業タイプにより、次のとおり申請するものとする。

(1) 新農業人等活躍支援のうちハード支援

イ 取組主体は、事業計画変更又は中止(廃止)(別紙様式1)を策定し、市町村長へ申請するものとする。

ロ 市町村長は、イにより申請された事業計画変更又は中止(廃止)に基づき、事業実施主体として事業計画変更又は中止(廃止)(別紙様式2)を策定し、地方振興事務所長又は地域事務所長を経由して知事に申請するものとする。

ハ 知事は、ロにより申請された事業計画変更又は中止(廃止)の内容を審査し、適当と認めるときは、当該計画変更又は中止(廃止)を認定し、事業実施主体に通知するものとする。

(2) (1)を除く全事業タイプ

イ 事業実施主体は、事業計画変更又は中止(廃止)(別紙様式3)を策定し、地方振興事務所長又は地域事務所長を経由して知事に申請するものとする。

ロ 知事は、イにより申請された事業計画変更又は中止(廃止)の内容を審査し、適当と認めるときは、当該計画変更又は中止(廃止)を認定し、事業実施主体に通知するものとする。

(交付金の交付)

第8 第3の規定により認定を受けた事業実施主体(以下「認定事業実施主体」という。)は、別に定めるところにより、本交付金を申請できるものとする。

2 知事は、前項の申請があった場合は、本交付金の予算の範囲内において、知事が別に定めるところにより、認定事業実施主体に対し、第3で認定を受けた事業計画(以下「認定事業計画」という。)に必要となる経費の一部を交付するものとする。

3 知事は、認定事業計画に虚偽の記載があった場合又は認定事業計画に従って事業が行

われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(事業実施状況の報告)

第9 事業実施主体は、事業計画の実施状況を、事業タイプにより、次のとおり報告するものとする。

(1) 新農業人等活躍支援のうちハード支援

イ 取組主体は、事業完了後、要綱第9条第1項の規定による実績報告書を、市町村長へ提出するものとする。

ロ 市町村長は、イにより提出された事業実績報告書について、事業計画の記載内容に照らし、その内容を確認するものとする。

ハ 市町村長は、ロにより確認した事業実績報告書を、地方振興事務所長又は地域事務所長を経由して知事へ報告するものとする。

(2) (1)を除く全事業タイプ

事業実施主体は、事業完了後、要綱第9条第1項の規定による実績報告書を、地方振興事務所長又は地域事務所長を経由して知事に提出するものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、本交付金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和3年6月3日から施行し、令和3年度予算に係る当該交付金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。
- 3 みやぎの農業・農村地域活力支援事業交付金実施要領（令和2年7月3日施行）は廃止する。
- 4 みやぎ食と農の県民条例推進圏域重点プロジェクト実施要領（平成31年4月12日施行）は廃止する。
- 5 この要領は、令和4年5月11日に一部改正する。